十一　第二十五条第一項の帳簿その他の講習事務に関する書類の管理に関する事項
十二　講習事務に関する公正の確保に関する事項
十三　不正受講者の処分に関する事項
十四　その他講習事務に関し必要な事項
（講習事務の休廃止）
第二十条　講習実施機関は、講習事務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。
一　休止し、又は廃止しようとする登録適合性判定員講習の範囲
二　休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあっては、その期間
三　休止又は廃止の理由
（財務諸表等の備付け及び閲覧等）
第二十一条　講習実施機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財務諸表等を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。
2　登録適合性判定員講習を受講しようとする者その他の利害関係人は、講習実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、講習実施機関の定めた費用を支払わなければならない。
一　財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
二　前号の書面の謄本又は抄本の請求
三　財務諸表等が電磁的記録（法第四十九条第一項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示したものの閲覧又は謄写の請求
四　前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって、次に掲げるもののうち講習実施機関が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求
イ　講習実施機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と当該請求をした者（以下この条において「請求者」という。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
ロ　磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製するファイルに情報を記録したものを請求者に交付する方法
3　前項第四号イ又はロに掲げる方法は、請求者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。
（適合命令）
第二十二条　国土交通大臣は、講習実施機関が第十五条第一項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その講習実施機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
（改善命令）
第二十三条　国土交通大臣は、講習実施機関が第十七条の規定に違反していると認めるときは、その講習実施機関に対し、同条の規定による講習事務を行うべきこと又は講習事務の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
（登録の取消し等）
第二十四条　国土交通大臣は、講習実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該講習実施機関に係る第十二条第一号の登録を取り消し、又は期間を定めて講習事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
一　第十四条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。
二　第十八条から第二十条まで、第二十一条第一項又は次条の規定に違反したとき。
三　正当な理由がないのに第二十一条第二項各号の請求を拒んだとき。
四　前二条の規定による命令に違反したとき。
五　第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
六　不正な手段により第十二条第一号の登録を受けたとき。
（帳簿の備付け等）
第二十五条　講習実施機関は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。
一　登録適合性判定員講習の実施年月日
二　登録適合性判定員講習の実施場所
三　講義を行った講師の氏名並びに講義において担当した科目及びその時間
四　受講者の氏名、生年月日及び住所
五　登録適合性判定員講習を修了した者にあっては、前号に掲げる事項のほか、修了証明書の交付の年月日及び証明書番号
2　前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ講習実施機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって同項の帳簿への記載に代えることができる。
3　講習実施機関は、第一項の帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）を、講習事務の全部を廃止するまで保存しなければならない。
4　講習実施機関は、次に掲げる書類を備え、登録適合性判定員講習を実施した日から三年間保存しなければならない。
一　登録適合性判定員講習の受講申込書及びその添付書類
二　講義に用いた教材
三　終了した修了考査の問題及び答案用紙
（報告の徴収）
第二十六条　国土交通大臣は、講習事務の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、講習実施機関に対し、講習事務の状況に関し必要な報告を求めることができる。
（公示）
第二十七条　国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。
一　第十二条第一号の登録をしたとき。
二　第十八条の規定による届出があったとき。
三　第二十条の規定による届出があったとき。
四　第二十四条の規定により第十二条第一号の登録を取り消し、又は講習事務の停止を命じたとき。
（判定の業務の実施基準）
第二十八条　法第四十七条第二項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。
一　建築物エネルギー消費性能適合性判定は、建築物エネルギー消費性能確保計画に関する書類をもって行うこと。
二　登録建築物エネルギー消費性能判定機関が建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を自ら行った場合その他の場合であって、判定の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるものとして国土交通大臣が定める場合においては、建築物エネルギー消費性能適合性判定を行わないこと。
三　判定の業務を行う部門の専任の管理者は、登録建築物エネルギー消費性能判定機関の役員又は当該部門を管理する上で必要な権限を有する者であること。
四　登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、適合性判定員の資質の向上のために、その研修の機会を確保すること。
五　判定の業務に関し支払うことのある損害賠償のため保険契約を締結していること。
（判定業務規程）
第二十九条　登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、法第四十八条第一項前段の規定による判定業務規程の届出をしようとするときは、別記様式第十二による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。